

日 絹 月 報

平成 23 年 11 月号 第 416 号

発行：社団法人日本絹人織物工業会

日本絹人織物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. 平成 23 年度第三次補正予算案の概要
2. SCM 第 12 回経営トップ合同会議開催
3. 今冬の電力需給対策について
4. 織産連 TPP 交渉参加表明についての談話
5. 倫理法・倫理規程に係る協力依頼

◇平成 23 年度第三次補正予算案の概要◇

2011年10月21日、平成23年度第三次補正予算の概算が以下のとおり閣議決定された。

平成 23 年度第三次補正予算案の概要

平成 23 年 10 月 21 日
経済産業省

I. 基本的な考え方

□ 東日本大震災による被災地の早期復興を強力に後押しすると共に、今般の過度の円高による事業環境の悪化や産業空洞化等に適切に対応し、被災地及び国内全体の雇用確保を強力に図ることが急務。

※ ①「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）に基づきつつ、②「円高への総合的対応策の考え方と検討課題」（平成 23 年 8 月 29 日経済情勢に関する検討会合）も踏まえ検討。

□ （A）被災地の復興に向けた支援、（B）産業の空洞化・新たな成長の実現、（C）エネルギー対策の推進の 3 本柱の下、事業を推進。

項 目	予算額
A. 被災地の復興に向けた支援	8, 624 億円
A-1. 震災からの再建・再生支援	
1. 企業金融対策	6, 199 億円 (事業規模：11.6 兆円程度)
2. 被災地等中小企業の復旧・復興支援	692 億円
3. 風評被害対策及び販路開拓支援	114 億円
4. 地域における暮らしの再生、その他震災復旧	21 億円
A-2. 原子力事故・震災への対応	

5. 原子力災害からの復興	1, 539億円
6. 全国における防災等への対応	59億円
B. 産業空洞化の回避・新たな成長の実現	5, 386億円
C. エネルギー対策の推進	2, 840億円
(A. 5. からの再掲金額あり：324億円)	
合計	1兆6, 526億円
(含む他省庁計上分4, 165億円)	

※①平成23年度一般会計東日本大震災復興・復興予備費により前倒し実施（平成23年10月14日閣議決定）した中小企業等グループ補助金（1, 249億円）及び②財政投融资（企業の海外進出資金供給関連：100億円）を加えると、合計は1兆7, 875億円。

※金額はそれぞれ四捨五入によっており、各事業の積み上げ額と合計（小計）は、端数において一致しない場合がある。

Ⅱ. 個別事業の内容

☐ (A) 被災地の復興に向けた支援、(B) 産業の空洞化・新たな成長の実現、(C) エネルギー対策の推進の3本柱の下、以下の事業を推進

※金額はそれぞれ四捨五入によっているので、各事業の積み上げ額と合計（小計）は、端数において一致しない場合がある。

A. 被災地の復興に向けた支援 **8, 624億円**

<A-1. 震災からの再建・再生支援>

1. 企業金融対策 **6, 199億円** 【事業規模：11.6兆円程度】
(含む他省庁計上分4, 165億円)

(1) 中小企業向け資金繰り支援

① 「東日本大震災復興緊急保証」の拡充等

保証限度額を過去最大規模に拡大した「東日本大震災復興緊急保証」について、引き続き万全な実施を可能とするよう、日本政策金融公庫及び全国信用保証協会連合会に対し必要な財政支援を行う。

※ なお、平成23年9月末で期限切れとなる予定であったセーフティネット保証について、現下の厳しい経済環境を踏まえ、原則全業種を対象とした措置を平成24年3月末まで延長する措置を既に講じている。

(参考) 「東日本大震災復興緊急保証」の内容（第1次補正にて創設）

【保証限度額】 災害関係保証等と合わせて、無担保1億6千万円、最大で5億6千万円の枠を利用可能。（一般保証とも別枠）

【保証割合】 融資額の全額を保証（100%保証）

② 「東日本大震災復興特別貸付」の拡充等

過去に例を見ないほどの長期・低利の融資制度である「東日本大震災復興特別貸付」について、引き続き日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等指定金融機関の融資の万全な実施を可能とするために、日本政策金融公庫に対し必要な財政支援を行う。あわせて、円高等の影響に苦しむ中小企業、設備投資を行う中小企業に対する低利融資を実施する。

(参考) 「東日本大震災復興特別貸付」の内容（第1次補正にて創設）

【金利引き下げ措置】 当初3年間は最大▲1.4%、その後は最大▲0.5%

※直接被害者であって、全壊・流出等の場合は、当初3年間実質無利子化

【貸付期間】 最長20年【据置期間】 最長5年

③ 災害対応型劣後ローンの導入

旧債務の負担等により新規融資を受付けることが困難な被災中小企業に対し、劣後ローンを公的金融機関が実施する。

④ 被災地域における雇用拡大、創業等に係る融資の拡充

被災地域において雇用の拡大を伴う設備投資や創業を行う中小企業を支援するために日本政策金融公庫が低利融資を実施する。

⑤ 被災中小企業に対するリース料支援

震災に起因するリース設備の滅失等によりリース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することにより、被災中小企業の二重債務負担を軽減する。

(2) 中堅・大企業向け資金繰り支援

① 資本が毀損した中堅企業等への資本性資金の供給

震災の影響で、被災地のみならず、全国的に、企業が借り入れ依存度を高め、自己資本が毀損しており、その影響は、中小企業だけでなく、中堅レベルの旅館や製造業、建設業、水産加工業などに及んでいる。このため、

- ・民間ファンドが、出資の対象企業を見つけた際に、当該民間が出す金額と同額まで政府系機関が資金を拠出する仕組みを新設。
- ・長期融資制度（元本の返済を長期間据え置き）の対象を中堅企業に拡充。

② 中堅・大企業向け金融支援

中堅・大企業向けの危機対応貸付等（日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫）の実施のため、日本政策金融公庫の財政基盤強化を行う。

（参考）中堅・大企業向け「危機対応貸付」の内容（第1次補正にて創設）

【貸付枠】 2. 5兆円（第3次補正により更に拡充）

【リスク補完措置】 日本政策金融公庫による損害担保（30～80％）

【金利引き下げ措置】 最大0. 5％

2. 被災地等中小企業の復旧・復興支援

692億円

(1) 中小企業の施設復旧・二重ローン対策への支援、商店街活性化支援

① 中小企業等グループの施設復旧・整備への支援（グループ補助金）

<1, 249億円（※）>

被災地域の中小企業等のグループが施設の復旧・整備を行う際に支援するグループ補助金について、被災地の強いニーズを踏まえ、規模を大幅に拡大。

（※）平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費により前倒し実施済み（平成23年10月14日閣議決定）につき、全体額に算入せず。

（参考）第1次補正：154億円、第2次補正：100億円

② 仮設工場・仮設店舗等の整備 <49億円>

被災地において、中小企業が早期に事業を再開できるよう、中小企業基盤整備機構が仮設店舗や仮設工場等を設営し、自治体を通じて事業者に貸し出しを行う。

（参考）第1次補正：10億円、第2次補正：215億円

③ 被災中小企業等の早期復興に向けた資金支援等 <417億円>

被災中小企業や資本が毀損した中堅企業等の早期復興のために必要となる貸付の支援や設備投資・資本増強に係る支援等を行う。

④ 中小企業再生支援協議会の体制強化 <45億円>

被災県における二重ローン対策の総合的窓口の相談体制を強化する。

(参考) 第2次補正: 31億円

⑤ 被災中小企業に対するリース料支援〔A1(1)⑤再掲〕<100億円(※)>

(※) 予算額は1. 企業金融対策の内枠)

震災に起因するリース設備の滅失等によりリース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することにより、被災中小企業の二重債務負担を軽減する。

⑥ 復旧・復興のための中小企業経営支援 <37億円>

被災中小企業の復旧・復興を支援するため、中小企業に対する専門家の派遣や、財務情報等の効率的な経営管理を可能とする包括的なクラウドシステムの導入など総合的な経営支援を実施する。

⑦ 商店街の活性化支援 <9億円>

被災地の商店街等が賑わい創出に向けて行う施設整備やイベント等の復興加速支援、物販支援等による復興協力支援など、地域コミュニティの担い手である地域商業の活性化を図る。

(2) 中小企業の海外展開・技術力強化支援

①□中小企業の海外展開支援 <40億円>

展示会出展・バイヤー招へい等により販路開拓等を支援するとともに、地域ブロックごとに海外展開支援拠点を整備する。また、海外展開により経営基盤強化を図る中小企業等の資本の増強を支援する。

(参考) 第2次補正: 20億円

② 中小企業によるものづくり技術の維持・強化 <50億円>

東日本大震災及び今般の円高により影響を受ける我が国中小製造業の競争力強化に向け、特定ものづくり基盤技術(鍛造、切削加工、めっき等)の高度化に資する中小企業の研究開発から試作までを含む取組を支援する。

(3) 中小企業の戦略的経営力強化支援

①□経営資源融合を行う中小企業の資本力強化 <20億円>

複数の中小企業が、経営資源の融合・強化(合併)等を行う際に、出資を通じ資本力強化を支援する。

② 中小企業人材の確保・育成・支援 <25億円>

被災地における優秀な若手人材確保のため、新卒者等に対して、技能等を習得するための中小企業への職場実習を支援するほか、地域の中小企業と大学等が連携し、関係構築から両者のマッチング、新卒者の採用・定着までを一気通貫に支援する。

3. 風評被害対策及び販路開拓支援 114億円

(1) 国内における放射線量測定等の体制整備 <2億円>

工業製品等の放射線量の測定を行う施設整備を支援するとともに、放射線量測定等に関する助言・指導を行う専門家チームを派遣する。

(2) 輸出品に対する放射線量検査支援 <13億円>

国が指定した民間検査機関が行う輸出品の放射線量検査費用補助により、風評被害による物流の停滞を防ぎ貿易の円滑化を図る。

(参考) 第1次補正：7億円

(3) 被災地域産品等の販路開拓支援及び農商工連携の推進 <99億円>

被災地域産品等について、情報発信やビジネスマッチング等を活用した販路開拓支援、商品開発支援を行う。また、製造業の技術やノウハウ等を活用した先端的な農商工連携による実用化研究事業を実施すると共に、被災地域をはじめとした我が国の農林水産物の紹介等を行い、日本ブランドの再構築を図る。

4. 地域における暮らしの再生等、その他震災復旧 21億円

(1) 東北復興に向けた医療・介護・健康関連サービスの連携の推進<14億円>

医療・介護機関と連携し、公的保険では十分に提供できない医療周辺サービス（リハビリ、食事指導、外出支援、メンタルケア等）を提供する拠点・仕組み作りを支援する。具体的には、医療周辺サービスを立ち上げる事業者に対するソフト支援、サービスの立ち上げに必要な医療情報の管理・活用の基盤となる情報システムの開発・実装等を実施する。

(2) 旧鉱物採掘区域における災害復旧 <5億円>

東日本大震災に起因して多数生じた旧鉱物採掘跡の陥没等の復旧を行うため、岩手県、宮城県及び福島県を対象に復旧に要する経費について補助を行う。

(3) 休廃止鉱山等における鉱害防止対策 <2億円>

東日本大震災の経験を踏まえ、採掘活動が終了した金属鉱山等において、地震等に伴う停電時に備えた鉱害防止措置を行うと共に、集積場等における鉱害防止に向けた調査等を実施する。

<A - 2 . 原子力事故・震災への対応>

5. 原子力災害からの復興 1,539億円

(1) 原子力損害賠償法及び賠償支援機構法関係 <0.05億円>

第2次補正で措置した交付国債の発行枠を拡充する（2兆円から5兆円へ）とともに、原子力損害賠償支援証券の発行及び償還に伴い発生する事務手数料を手当する。

(2) 福島県における医療関連拠点整備 <395億円>

福島県立医科大学を中心として、医薬品・医療機器等の研究拠点を整備するとともに、県内の企業や医療機関等が連携した医薬品・医療機器・ロボットの開発・実証を行う。また、最先端のがん治療拠点を構築するため、BNCT（ホウ素中性子捕捉療法）の開発・実証を行う。

(3) 福島県等における再生可能エネルギーの導入支援・研究開発拠点の整備

<1,000億円>

福島県等被災地において、再生可能エネルギーの導入やスマートコミュニティの構築等を重点的に行うとともに、最先端の太陽光発電や浮体式洋上風力発電の技術開発・実証事業、産業技術総合研究所を中心とする産学官の研究開発拠点の整備等を行うことにより、産業の振興や雇用の創出を図る。

(4) 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた研究開発<30億円>

福島第一原子力発電所の事故処理・廃炉対応に係る研究開発を実施することで、速

やかな事故収束及び原子力災害からの復興を目指す。

(5) 原子力防災体制の徹底した補強事業 <13億円>

全国のアフサイトセンター（原子力災害時に事故の拡大防止、住民の安全確保などの対応等を行う緊急事態応急対策拠点施設）における応急対策を確実に行うため、通信設備等の整備を行うなどアフサイトセンターの機能強化を図り、原子力防災体制の徹底した補強を行う。

(6) 原子力災害に係る広聴・広報事業 <1億円>

原子力災害及び放射能影響等について、国民からの問合せ及び相談に応じ、情報を提供するコールセンターを設置するとともに、茨城県からの要請を受けて、震災によって被害を受けた広報施設（放射線等についての知識普及を目的とした自治体等が所有する広報施設）の修繕を行う。

(7) 火力発電運転円滑化支援 <100億円>

今後の地震発生率が著しく高い地域に立地する原子力発電所について、国の要請により原子力発電所の稼働を停止する事業者に対し、環境に配慮しつつ、円滑かつ確実な代替火力発電の運転を支援するため、燃料費に係る借入れについて利子補給を行うとともに、静岡県からの要請を受けて、事業の継続が困難となった温排水利用施設の支援を行う。

6. 全国における防災等への対応 59億円

(1) 震災対応のための新技術の実証等 <58億円>

今回の震災に伴う津波、内陸性地震、土壌・地下水汚染に関する複合リスクを調査し、データベースを構築すると共に、近い将来大きな被害をもたらすことが予想されている東海・東南海・南海地震予測のための地下水等総合観測点の設置およびデータ収集システムの強化を図る。

(2) サプライチェーンを支える高度な物流システムの構築 <1億円>

今般の震災により脆弱性が浮き彫りとなったサプライチェーンの再構築と強靱化を図るため、物流情報の可視化に向けて①共有すべき情報、②情報共有の手法、③情報基盤構築の在り方について調査を行う。

(3) 防衛省機の民間転用に関する運用調査事業 <0.3億円>

防衛省が保有する飛行艇等の消防飛行艇への転用に向けて、民間転用を前提とした型式証明制度を確立すべく、制度整備に不可欠となるデータ提供の仕組みや試験方法などについて調査を行う。

B. 産業空洞化の回避・新たな成長の実現

5,386億円

(1) 企業等の国内立地の促進 <5,000億円（福島対策1,700億円含む）>

円高や電力制約の影響で海外に逃避する懸念のある来年の大企業や中小企業等の投資を国内につなぎとめるため、国内立地補助金を大幅に拡充する。サプライチェーンの中核となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の将来を支える高付加価値の成長分野を広く対象にするとともに、集約化・グループ化を行う中小企業についての補助率をかさ上げする。また、福島県への企業立地促進のための対策も講ずる。

(2) インフラ/システム輸出等の促進 <90億円>

被災地の産業活性化に資する輸出案件の獲得に向けた事業実施可能性調査等を実施する。また、被災地での企業活動に不可欠な鉱物資源の安定供給確保に向けた資源

の開発可能性調査等を実施する。

(3) レアアース等対策 <80億円(※)>

レアアース等の需給逼迫に伴う我が国企業の国内空洞化(望まざる海外展開)を防止するため、レアアース・レアメタルユーザー企業等に対する代替材料の開発支援や加工・生産設備導入支援、JOGMECに対する出資によるレアアース等鉱山の資産買収支援を行う。

(※) レアアース・レアメタルユーザー企業等に対する代替材料の開発支援や加工・生産設備導入支援については、企業等の国内立地の促進(B. (1))の一部として措置。

(4) 東北地方発IT融合による新産業創出のための研究開発 <40億円>

IT・エレクトロニクス分野に強みを有する東北地方を中心に、医療・健康機器、スマートインフラ・システム等のIT融合領域の研究・システム開発拠点を整備するとともに、IT融合領域の研究・システム開発を支援する。

(5) 産業・技術集積及びイノベーションの推進 <27億円>

東北地方の大学や製造業等が強みを持つ材料分野等におけるイノベーションや、震災復興に資する被災地の企業等を巻き込んだイノベーションを、産学官協働での研究開発と産業化を支援することにより、促進する。

(6) 革新的技術開発の実施 <150億円>

東日本大震災による電力需給問題の顕在化等を踏まえ、低電力デバイスの開発等革新的技術の開発を推進する。

(7) 産業革新機構による企業の海外進出資金供給の拡充<政府保証枠拡充1兆円程度<財政投融資(産投出資)100億円>

水、鉄道、スマートコミュニティ等の海外インフラ輸出や我が国企業の国際競争力強化を加速化するよう、産業革新機構の出資対象となる海外直接投資案件(海外M&A)を促進するため、政府保証枠の上積み等の措置を実施する。

C. エネルギー対策の推進 2,840億円

(1) 電力需給対策 <2,324億円(※)>

電力の安定供給を図るべく、自家発電設備等の導入補助を実施するとともに、家庭や中小ビル向けのエネルギー管理システム(HEMS・BEMS)、住宅用太陽光発電、蓄電池、民生用燃料電池、高効率ガス空調等の設備に対する「節電エコ補助金」を創設し、家庭や中小企業等における節電や再生可能エネルギーの導入を強力に推進する。

(※)住宅用太陽光発電設備への補助については、福島県等被災地関連(A.5. (3))の該当部分について再掲(324億円)。

(参考)第1次補正において、自家発電設備等の新增設・増出力に対する支援(100億円)。

(2) 電力安定供給のための天然ガス確保 <203億円>

電力の安定供給の観点から重要性が増している天然ガスを確保するため、JOGMECによる出資を通じて、我が国企業によるガス田の買収等を支援する。

(3) 燃料供給設備の復旧と災害に強い燃料供給体制の整備 <313億円>

被災地の復興に不可欠な燃料を供給するSS、LNG基地、石油ガス基地等の復旧等を行うとともに、大規模災害発生時に被災地へ燃料を確実に供給できる体制を整備するための支援等を実施する。

◇第 12 回経営トップ合同会議開催◇

繊維ファッション SCM 推進協議会(以下、SCM 協議会)主催による「第 12 回経営トップ合同会議」が、平成 23 年 11 月 11 日(金)に T0C 有明コンベンションホールで開催された。会議には「経営トップ合同会議」参加企業 63 社(1 社増)の経営トップ、経済産業省の田川繊維課長、オブザーバーとして業界団体等 120 名が参加した。また、今回の「経営トップ合同会議」から座長が、元住金物産(株)副社長大塚隆平氏から(株)三景社長児島康信氏に交代した。会議では、取引ガイドラインの実践状況の調査、「SCM 統一伝票」の実施状況、「生産供給に係わる情報共有化」、今後の TA プロジェクトの進め方などの検討経過と、成果が報告され了承された。「取引ガイドライン」の「聴き取り調査報告」の中では、参加企業が下請法を遵守していることや基本契約書の締結が問題なく取交されているが、企業によって取り組み姿勢に温度差が生じているとの報告がされた。

一方、下請法の適用範囲外では「金利引き」(代金を手形ではなく現金で支払った場合、金利分を差し引く行為)と言われる商慣習が未だに行われている問題点を挙げ、国際化、グローバル対応が業界の課題となる中、改めて日本独自の商慣習である「歩引き取引」全廃に向けた活動をすることを確認するとともに、下請法の適用範囲の見直しを提言していくことを決めた。さらに、この 1 年間で統一伝票の普及は使用社数 22 社、122 万枚になり、会員企業を、通じて購入されている統一伝票を含めると使用社数は 1,000 社近くに拡大した。「SCM 統一伝票」は標準 E D I (電子データ交換)化の前提となるため、引き続き普及を図るとともに、今後も「生産供給に関する情報の共有化」に向けて国際標準の E D I 等について検討を進めることとなった。

◇今冬の電力需給対策について◇

平成 23 年 11 月 1 日電力需給に関する検討会が開催され今冬の電力需給について次のように発表された。

1. 今夏の電力需給対策の総括

(1) 今夏、東京電力及び東北電力管内においては、ピーク期間・時間帯※の使用最大電力について▲15%の抑制(節電)を要請し、特に大口需要家については電気事業法第 27 条に基づく使用制限を実施する等の対応を行った。また、関西電力管内においては、全体として▲10%以上の節電の要請を行った。中西日本のその他の電力管内(中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力の各管内)においては、国民生活や経済活動に支障を生じない範囲での節電に取り組んだ。

※各電力会社管内において節電を要請する期間・時間帯。

(2) こうした要請等を踏まえた需要家の皆様の節電の協力等により、需要は各地域に

において概ね目標とする水準で推移し※、電力会社による供給力の積上げの努力や機動的な電力融通等の対応と相まって、計画停電や需給ひっ迫による停電は回避することができた。※今年の需要・気温が高かった日と気温が同程度の日を選定して比較した場合、東京電力で▲19%、東北電力で▲18%、関西電力で▲8%

（３）なお、需要動向を個別に見ると、東京電力及び東北電力管内の大口需要家においては、電気事業法第27条に基づく使用制限等により、目標以上の節電が行われる傾向があった。また、小口需要家においては、自主的な数値目標であっても、概ね目標に応じた節電が行われた。さらに、家庭においては、自主的な数値目標であっても、具体的な節電メニューを提示することにより、無理のない範囲で節電が行われた。

２．今冬の需給見通し

（１）全般

今冬の電力需給バランスについては、一般的に冬期の需要は夏期に比べて低いことから、定期検査等により停止中の原子力発電所が再起動しない場合であっても、全国的に見れば、今夏ほど深刻とはならない見通しである。

（２）東日本（北海道、東北、東京電力管内）東北電力については予備率が▲3.4%（１月）となるものの、東日本３社合計では予備率4.6%（１月）となる見込みである。

（３）中西日本（中部、北陸、関西、中国、四国、九州電力管内）関西電力及び九州電力について、予備率がそれぞれ▲7.1%（１月）及び▲2.2%（１月）と厳しくなる見通しであるものの、中西日本６社合計では予備率0.6%（１月）となる見込みである。

３．今冬の需給対策の基本的考え方

以上の状況を踏まえ、計画停電の実施や需給ひっ迫による停電の発生を回避するため、以下の対応を行う。

（１）供給面

- ① 引き続き、供給力の積み増し努力を続けていく。
- ② 日々の電力系統の運用において、各社の需給状況を踏まえつつ、更に機動的な相互の融通を行うことで、需給が逼迫する地域の需給バランスを確保できるような対応を行う。

（２）需要面

供給力の最大限の積上げを行った上でもなお存在する需給ギャップについては、ピーク期間・時間帯の使用最大電力（kW）の抑制（節電）により対応する。節電に当たっては、経済社会への影響を最小化するため、以下の考え方に基づいて行うこととする。

- ① 電気事業法第27条に基づく電気の使用制限は行わない。

② 具体的な節電の要請に当たっては、経済活動や国民生活の実態に応じた、きめ細かな対応を求める。

上記に加え、政府としても、電力需給ギャップの解消に向け、予算、規制改革等、あらゆる措置を検討し、できる限りの措置を講じる。その際、短期的に効果がある措置に限定せず、今後１～３年間を見据えて効果が期待される措置もあわせて講じる。

４．今冬の需給対策

上記基本的考え方を踏まえ、今冬の需給対策として、以下の対応を行う。

（１）東日本

① 東北電力管内の予備率は▲3.4%（１月）となるが、被災地の復興需要に配慮し、今夏同様、東京電力及び北海道電力からの融通を最大限活用し、供給力を確保する。

② 他方、電源脱落等のリスクに備える必要があること等に鑑み、需要家の方々に対して、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電（具体的には、照明・空調機器等の節電など）を要請する（具体的な数値目標は示さない。）。その際、特に、被災地においては、無理な節電を強いることのないよう配慮する。

（２）西日本

① 西地域全体で見ても予備率が３%に達していないこと、電源脱落などに備える必要があることから、今夏同様、電力会社間の融通を最大限活用するとともに、需要家の方々に自主的な節電を要請する。

② 特に、供給力が最大需要見通しを下回る関西電力及び九州電力管内については、ピーク期間・時間帯の使用最大電力（kW）について、今夏の大口需要家・小口需要家・家庭別の需要分析を踏まえ、数値目標を伴うきめ細かな節電要請を行うこととする。その他の電力会社（中部電力、北陸電力、中国電力及び四国電力）管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲でのピーク期間・時間帯の使用最大電力の抑制（kW）（具体的には、照明・空調機器等の節電など）を要請する（具体的な数値目標は示さない。）。その際、特に、被災地においては、無理な節電を強いることのないよう配慮する。

（３）各地域の節電要請（ピーク期間・時間帯の使用最大電力（kW）の抑制

＜関西電力管内＞

① 節電目標（▲１０%以上の節電）

i 大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力（kW）を③の基準電力の９０%を超えない水準に抑制するよう要請する。

ii 病院や鉄道などライフライン機能等の維持に支障が出る場合（※１）や生産活動に

実質的な影響を及ぼす場合等については、機能維持への支障や生産活動への実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。なお、その場合には、当該需要家の業務部門（※２）については上記の期間・時間帯において共通目標（▲10%以上）を上回る使用最大電力（kW）の抑制を要請する。

※１ 当該需要家における業務部門以外の部門が実施する節電の目安としては、平成23年夏期の東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方参考とする。

※２ 業務部門とは、それぞれの大口・小口需要家における事務・間接部門（オフィス部門等）をいう。

（例１）病院：患者への医療サービスの提供に関する設備機能を除く事務・間接部門

（例２）鉄道：列車の運行に関する設備・機能を除く事務・間接部門

（例３）金融業：システムセンターなど取引や情報処理に関する設備・機能を除く事務・間接部門

（例４）製造業：製造部門以外の事務所等

②節電期間

12/19（月）～3/23（金）の平日（12/29, 12/30, 1/3, 1/4 を除く） 9:00～21:00

③基準電力

前年同月の使用最大電力の値（kW）等を基準の目安とする。

④管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能。

<九州電力管内>

① 節電目標（▲５％以上の節電）

i 大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力（kW）を③の基準電力の95%を超えない水準に抑制するよう要請する。

ii 病院や鉄道などライフライン機能等の維持に支障が出る場合（※１）や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合等については、機能維持への支障や生産活動への実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。なお、その場合には、当該需要家の業務部門（※２）については上記期間・時間帯において共通目標（▲5%以上）を上回る使用最大電力（kW）の抑制を要請する。

※１ 当該需要家における業務部門以外の部門が実施する節電の目安としては、平成23年夏期の東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方を参考とする。

※ 2 業務部門とは、それぞれの大口・小口需要家における事務・間接部門（オフィス部門等）をいう。

（例 1）病院：患者への医療サービスの提供に関する設備・機能を除く事務・間接部門

（例 2）鉄道：列車の運行に関する設備・機能を除く事務・間接部門

（例 3）金融業：システムセンターなど取引や情報処理に関する設備・機能を除く事務・間接部門

（例 4）製造業：製造部門以外の事務所等

②節電期間

12/19（月）～2/3（金）の平日（12/29, 12/30, 1/3, 1/4 を除く） 8:00～21:00

③基準電力

前年同月の使用最大電力の値（kW）等を基準の目安とする。

④管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能。

＜その他＞

その他の電力会社（北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、中国電力及び四国電力）管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での以下の期間・時間帯における使用最大電力の抑制（具体的には、照明・空調機器等の節電など）を要請する。上記期間以外の関西電力・九州電力管内についても同様とする。

節電期間：12/1（木）～3/30（金）の平日（12/29, 12/30, 1/3, 1/4 を除く）

9:00～21:00（九州電力管内については8:00～21:00）

（４）情報提供等

①政府は、事業者及び家庭向けに具体的な冬の節電メニューを提示する。その際、今回の節電要請は、個々の需要家の電気の使用量（kWh）の合計ではなく、ピーク期間・時間帯の使用最大電力（kW）の抑制を要請するものであることを明確にする。

②電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等（携帯事業者やインターネット事業者等）による幅広い情報提供に積極的に協力する。

③電力需給の逼迫が予想される場合には、電力会社において需給調整契約の最大限の活用により大口需要家等の需要抑制を行うとともに、政府において「需給逼迫警報」を発令し、すべての需要家に対して一層の節電を要請する。

④政府及び政府関係機関においては、上記（３）の節電目標に基づき、節電に率先して取り組む。

以 上

◇繊維産連TPP交渉参加表明についての談話◇

日本繊維産業連盟下村彬一会長は、11月11日の野田総理大臣のTPPへの参加表明に対し「本日の野田総理大臣のTPP参加表明を歓迎します。今後は国益を対して、しっかり交渉に臨んでもらうことを希望します。」と発言した。日本繊維産業連盟はTPP交渉参加については以下の見解を示していた。

TPP交渉参加に関して

- ・ TPP交渉参加による最大のメリットは米国市場アクセスの改善と考えられる。
- ・ 日本の繊維貿易は中国を中心とするアジア地域との貿易のウエイトが非常に高く（全産業と比較して米国の依存度は相対的に低い）、繊維業界にとって必ずしもTPP交渉が最優先課題ではない。しかしながら米国向け繊維輸出は、今なお日本の繊維輸出全体の7%を占め、且つ輸出額が輸入額を上回る数少ない繊維貿易黒字相手国である。米国市場アクセスが改善（関税自由化）された場合の効果は大きいと考えられる。
- ・ 更に、自動車などの米国向け輸出が維持、拡大されれば、産業資材分野の需要拡大にも繋がることが期待される。
- ・ したがって、TPP交渉参加に関しては、日本の繊維業界としてはこれまで通り、賛成の立場を取るべきと考える。
- ・ TPP交渉においては24の作業部会が設置され、繊維分野の市場アクセスも部会の一つとなっている。今後のTPP交渉の過程で、繊維分野がセンシティブ品目扱いされ、例えば非常に厳しい原産地規則が検討される可能性がある事を考慮すると、早期に交渉のテーブルに着くことが望ましいと考える。

（日本繊維産業連盟一第28回通商問題研究会資料2011-2-28）

◇倫理法・倫理規程に係る協力依頼◇

国家公務員が利害関係者から贈与・接待等を受けるなど、国民の疑惑や不信を招く行為を禁止することを目的として、平成12年4月に「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規程」が施行されました。

今般、経済産業省から、改めて、同法及び同規程の遵守について、関係業界あてに協力依頼がありました。つきましては会員各位におかれましては、同法及び同規程について改めて御認識をいただき別添のパンフレットをご覧ください、法令遵守への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【倫理法・倫理規程のパンフレット（3種類）】

なお、詳細は以下のホームページでご覧いただけます。

<http://www.jinji.go.jp/rinri/siryou/gimon.part2.pdf>

http://www.jinji.go.jp/rinri/hotline/2312hotline_chirashi.pdf

<http://www.jinji.go.jp/rinri/siryou/rinrihojirule.part3.pdf>

◇ 「資金調達ナビ」最新の支援情報(全国版) ◇

中小機構では、J-Net21 スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されている WEB 情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することができます。

中小機構ホームページ<http://j-net21.smrj.go.jp/raise/index.html>
(日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)
(全国版)

輸出事業者向けの輸出品の放射線検査料補助事業（貿易円滑化補助事業）（経済産業省）

経済産業大臣が指定する検査機関が行う輸出品の放射線量検査に要する経費を補助し、輸出者の検査料負担の軽減、物流の停滞防止及び輸出の円滑化を図ることを目的としています。検査料金は検査実施機関によって異なり、中小企業は検査料の 9/10、中小企業以外は検査料の 1/2 が国の補助により減額されます。募集期間：2011/6/22 ～

原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」の開始について（中小企業庁）

福島県と経済産業省は、中小企業基盤整備機構の高度化融資スキームを活用し、原子力発電所事故の被災区域から移転を余儀なくされる中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開、雇用を維持するために必要な資金の融資申請を、6月1日より受付開始します。募集期間：2011/6/1 ～ 2012/3/31

中小・小規模企業向け「東日本大震災復興特別貸付」の創設（日本政策金融公庫）

東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、既存の複数の融資制度を一本化し、融資限度額や金利引き下げ措置等を大幅に拡充したものです。とりわけ、直接・間接

的に被害を受けた方に対しては、「別枠」を用意しています。更に、風評被害等による影響から資金繰りが著しく悪化している方も貸付対象としています。募集期間：2011/5/23 ～

中小企業緊急雇用安定助成金 (厚生労働省(ハローワーク))

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

受付期間：平成20年12月から当面の間

経営環境変化資金（セーフティネット貸付） (日本政策金融公庫 国民生活事業)

社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している中小企業者に対し、経営基盤の強化を図るための資金を融資します。融資額は4,800万円以内です。

受付期間：～2012/3/31

金融環境変化資金（セーフティネット貸付） (日本政策金融公庫 国民生活事業)

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を受けている中小企業者に対し、経営の安定を図るための資金を融資します。融資額は別枠4,000万円以内です。受付期間：～2012/3/31

取引企業倒産対応資金（セーフティネット貸付） (日本政策金融公庫 国民生活事業)

取引企業などの倒産により経営に困難を来している中小企業者に対し、企業の運営上一時的に必要な資金を融資します。融資額は別枠3,000万円以内です。

受付期間：～2012/3/31

◎平成23年秋の叙勲受章者はつぎの通りです。衷心よりお喜び申し上げます。
(旭日小綬章)

増永 矩明様 福井県織物工業組合理事長
元日本絹人織織物工業組合連合会理事長
社団法人日本絹人織織物工業会副会長

動 向

- 10月24日 繊維倶楽部繊維午餐会及び第3回理事会
- 27日 全国中小企業団体中央会 創立55周年記念式典
- 11月 1日 大日本蚕糸会 蚕糸功労者表彰式
- 8日 大日本蚕糸会 蚕糸絹情報連絡会
- 9日 第54回繊維通商問題研究会
- 10日 第109回博多織求評会審査
- 11日 繊維産業流通構造改革推進協議会
- 11日 日本繊維輸入組合第33回絹委員会
- 15日 卓越した技能者の表彰式
- 15日 ジェトロ「欧米向けテキスタイル市場開拓セミナー」
- 16日 組合創立90周年記念第62回丹後織物求評会
- 16日 絹業界の現状と今後の政策等説明会
- 17日 日本繊維産業連盟幹事会
- 17日 全国中小団体中央会全国大会
- 18日 日本繊維産業連盟 第10回環境安全問題本検討会

会議予定

- ☆ 第2回日中韓繊維産業協力会議
 - 11月22日(火) 9時 於 成都(中国)シャングリラホテル
- ☆ 12月度日本繊維産業連盟 常任委員会
 - 12月 2日(金) 14時 於 東海大学校友会館
- ☆ 一般社団法人日本衣料管理協会 創立40周年記念式典
 - 12月 6日(火) 15時 於 東京プリンスホテル
- ☆ 日本絹業協会 純国産絹マーク審査委員会
 - 12月12日(月) 14時 於 蚕糸会館
- ☆ 繊維流通構造改革推進協議会 平成23年度第2回取引改革委員会
 - 12月15日(木) 14時 於 T F T有明ビル
- ☆ 日本繊維産業連盟 第55回繊維通商問題研究会
 - 12月22日(木) 13時 於 繊維会館
- ☆ 日本繊維産業連盟 第55回繊維通商問題研究会
 - 12月22日(木) 13時 於 繊維会館

平成24年予定

☆ 当会 正副会長・正副理事長会議

1月17日(火) 11時 於 ホテルグランドパレス

☆ 当会 工業会・連合会合同理事会・評議委員会・臨時総会

1月17日(火) 11時30分 於 ホテルグランドパレス

☆ 当会 新年懇親会

1月17日(火) 12時 於 ホテルグランドパレス

イベント

☆ なら100年会館×文化服装学院「黎明 - 天空をこえて」ファッションショー

11月23日(水・祝) 11時・14時

会場：なら100年会館

☆ 韓国プレミアム・テキスタイル展示商談会&セミナー開催

11月24日(木)～25日(金) 11時～18時(25日は10時～17時30分)

会場：六本木ヒルズ ハリウッドプラザ5階

☆ 「きりはた」新作発表会

11月30日(水)～12月4日(日) 10時～18時(4日は16時まで)

会場：ぐんまちゃん家(銀座ぐんま総合情報センター)

☆ 十日町紬緋春物新作発表会2012

12月7日(水)～8日(木) 11時～18時(8日は9時～17時)

会場：綿商会館(東京会場)

12月13日(火)～14日(水) 10時～18時(14日は9時～15時)

会場：京都友禅ビル3階(京都会場)